

小規模保育事業 事業者の選考について

1 組織体制・委員構成について（案）

川西市子ども・子育て会議に「（仮称）川西市子ども・子育て会議民間保育施設等事業者選考部会」を設置し選考にあたる。

委員構成	備考
学識経験者	
市立保育所 保育士	
市立幼稚園 幼稚園教諭	
市民委員	
建築士	臨時委員
公認会計士または税理士	臨時委員

（条例）第3条第2項 特別の事項を調査審議する必要があるときは、会議に臨時委員を置くことができる。

（条例）第7条第1項 会議は、専門的な事項の調査検討のため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 スケジュール（案）

年月	時期	小規模保育事業
平成 28 年 8 月	上旬	
	中旬	事前登録開始
	下旬	
9 月	上旬	事前登録締切
	中旬	
	下旬	提出書類の受付開始・終了、委員の委嘱
10 月	上旬	
	中旬	部会開催・事業者決定
	下旬	

部会の主な内容：選考基準の決定・プレゼンテーション・ヒアリング 等

3 部会の決定を、子ども・子育て会議の決定とみなすことについて

（条例）第6条第4項 会議の議事は、市長が特に定める場合のほか、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（規則）第2条 条例第6条第4項に規定する市長が特に定める場合とは、子ども・子育て会議の出席委員（臨時委員を含む。）の3分の2以上の多数により、条例第7条第1項の規定により設置された部会が調査検討する専門的な事項に係る議決を、子ども・子育て会議の議決とみなすことを議決した場合をいう。